四　法第四十九条第一項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書
五　法第四十九条第一項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあっては、別記様式第四十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があったことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

（適合性判定員の要件）

第四十条　法第五十条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二　（略）

（講習事務規程）

第四十七条　講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～九　（略）
十　財務諸表等（法第五十四条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項
十一～十四　（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十九条　（略）

2　登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二　（略）
三　財務諸表等が電磁的記録（法第五十四条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
四　（略）

3　（略）

（判定の業務の実施基準）

第五十六条　法第五十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～五　（略）

（判定業務規程）

第五十七条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十三条第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十三条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

四　法第四十四条第一項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書
五　法第四十四条第一項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあっては、別記様式第四十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があったことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

（適合性判定員の要件）

第四十条　法第四十五条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一・二　（略）

（講習事務規程）

第四十七条　講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～九　（略）
十　財務諸表等（法第四十九条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項
十一～十四　（略）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十九条　（略）

2　登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一・二　（略）
三　財務諸表等が電磁的記録（法第四十九条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
四　（略）

3　（略）

（判定の業務の実施基準）

第五十六条　法第四十七条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～五　（略）

（判定業務規程）

第五十七条　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。